

京都市告示第685号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
井上邸	京都市右京区嵯峨観空寺明水町59番, 55番
横山邸	京都市上京区中立売通堀川西入役人町242番

(都市計画局都市景観部景観政策課)